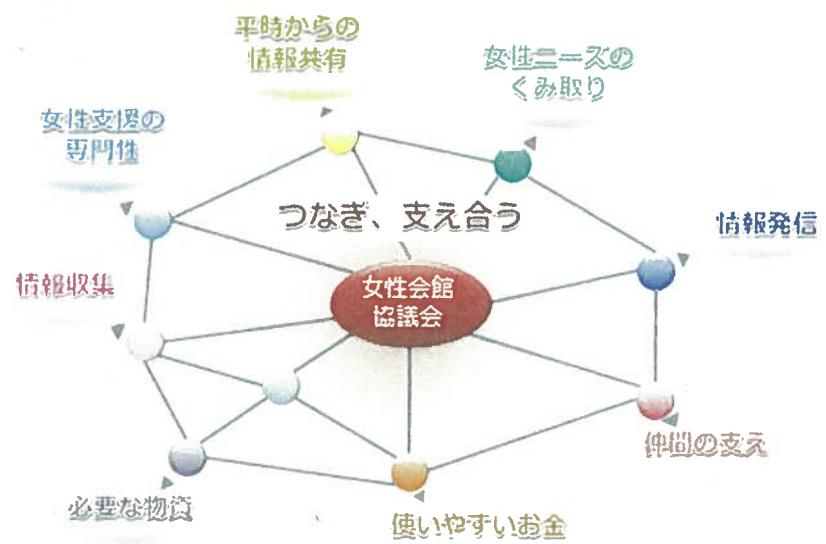


大規模災害時における 男女共同参画センターの 相互支援システム構築に向けて

- I はじめに
- II 行動計画
 - 行動指針
 - 体制と役割
 - 行動チャート
- 平時からの基盤整備
- III 提言



2015年3月15日

特定非営利活動法人全国女性会館協議会

I はじめに

東日本大震災後、特定非営利活動法人全国女性会館協議会は全国の男女共同参画センター等女性関連施設（以下、男女共同参画センター）に呼びかけて、被災地にある男女共同参画センターと連携するなかで、被災者を支援するさまざまな活動を行ってきた。その活動を通じて、地域社会における男女共同参画センターの存在の重要性を再認識し、「男女共同参画センター 防災・復興全国キャンペーン“あるってだいじ”」を展開してきた。

さらにこの間、全国の男女共同参画センターがどのような支援活動を行ってきたか、また、男女共同参画センターの災害時における役割と位置づけはどのようなものか、といった調査を4回にわたって実施してきた。

4回の調査で明らかになったことは、被災地にある男女共同参画センターは、発災後間もなくから、混乱のなかで見過ごされがちな女性や子どもなど、一層の困難を蒙りやすい人たちへの支援、DVや女性の悩み相談、必要な情報を届ける広報・啓発活動などを開始し、中長期的には被災女性の起業支援や雇用創出まで復興支援につながる活動を行っていたということである。

また、被災地外の各地の男女共同参画センターでは、募金や物資などの調達・提供から広域避難女性が集う場や機会の提供、被災地の女性たちの声を各地に届ける催しの開催、さらには被災地に開設された女性相談窓口への相談員派遣など、被災地からの情報や要請を受け止めながら多様な支援活動を行ってきた。

このように東日本大震災に際しては、被災地内外の男女共同参画センターが平時の事業で培った男女共同参画の拠点施設としての専門性を發揮することで、女性や子どもなど一層の困難を蒙りやすい被災者の支援に重要な役割を果たしてきたが、さらに、発災後4年を経て、大規模災害時に男女共同参画センターが十全にその役割を果たすためには、男女共同参画センター同士が互いに支え合う仕組みづくりが不可欠であるとの認識に至った。

この認識のもとに、全国女性会館協議会では「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム検討会」を立ち上げ、大規模災害時に男女共同参画センター同士が支えあい、助けあう相互支援システム構築の検討を重ねてきた。

本稿はその検討結果を踏まえ、大規模災害時における男女共同参画センターの相互支援システムを構築し、機能させるための行動計画と、そのために必要な国及び地方公共団体に向けての提言をまとめたものである。

II 行動計画

《行動指針》

大規模災害時における男女共同参画センターの相互支援システムは、次の方針を基本とする。

- 1 各地の男女共同参画センターがつながることによってよりよい支援を目指す。
大規模災害時に全国女性会館協議会を中間支援組織として、各地の男女共同参画センターがつながり、共に助け合い、支えあうことによって、被災地にある男女共同参画センターの被災者支援をよりよいものにしていくことを目的とする。
- 2 被災の現地が必要とする支援を行う。
大規模災害がひとたび起こると、被災地域固有の状況とも相まって被災地はさまざまな様相を呈する。過去の支援経験だけでは対応できないことも起こりうる。この相互支援システムを通じた支援は、被災地外にある男女共同参画センターの「こう支援したい」という思いではなく、被災地にある男女共同参画センターの判断を尊重し、被災当事者の自己決定を尊重するものとする。
- 3 支援をする側にも受ける側にも、一律の対応を求めない。
男女共同参画センターは設置主体や運営形態、規模などさまざまであり、相互支援システムの運用にあたっては、各センターの状況や裁量を尊重し、可能な範囲で助け合い、支えあうこととする。一律に必ず行わなければならない「義務」を課すものではない。
- 4 その時にできることを、できる範囲で行う。
相互支援システムの運用にあたっては、本部や一部のセンターに過度の負担が集中することなく、各センターができる範囲で取り組み、持続可能な支援にすることを原則とする。また、センター運営等の本来業務に支障をきたす支援を求めるものでもない。
- 5 定めのないことが生じた場合は協議する。
相互支援システムは当面、全国女性会館協議会の会員館が任意で参加するものとし、会員以外の参加については時期を見て検討するなど、システム全般にわたって隨時見直しをはかる。また、想定されてない事柄が発生した場合には、共通の目標に向かって解決が図れるよう、関係する男女共同参画センターが本部を交え隨時協議する。

《体制と役割》

相互支援システムを動かすための体制及びその役割は次のとおりとする。

1 本部とハブセンター

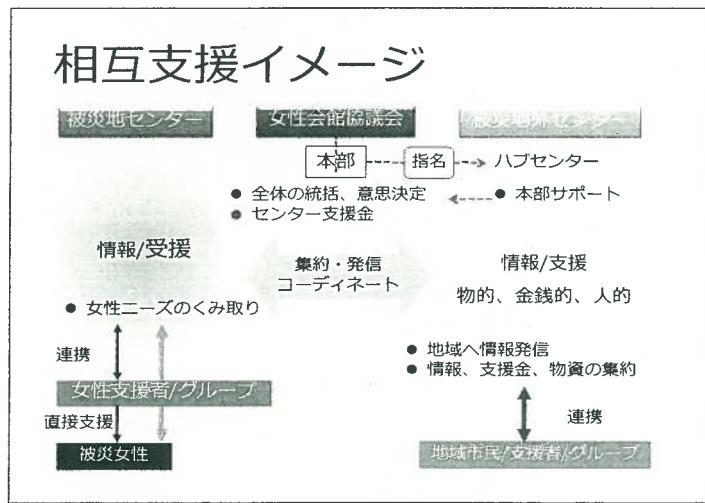
- ・全国女性会館協議会の事務局が所在する首都圏が被災地となる可能性もあるが、その場合も含め、全国女性会館協議会事務局に本部を設置する。
- ・全国女性会館協議会事務局は、大規模災害発災後速やかに相互支援システムの起動を判断し、本部設置の宣言を行う。
- ・本部は、本部に協力して相互支援システムの運用に取り組むいすれかの会員館にハブセンターとしての協力を求める。
- ・本部とハブセンターは、被災地の男女共同参画センターからの申し出、あるいは協議によって支援の受け入れ先を定め、被災地内外からの情報を集約・整理し、支援を開始する。
- ・相互支援システムの稼働に伴い必要となる資金を一定程度確保することとする。

2 被災地の男女共同参画センター

- ・相互支援システムの支援受け入れセンターとなることを表明する。
- ・男女共同参画センター自体および地域の被災状況、とくに女性や子どもなど、一層の困難に陥りやすい被災者のニーズについて発信する。
- ・相互支援システムとは別個に、すでに男女共同参画センターが直接被災者支援を行っている場合や地域のNPO等とともに支援を行っている場合も少なくない。相互支援システムの活用は、各センターの実情に合わせて使いやすい方法を考慮する。

3 被災地外にある男女共同参画センター

- ・本部、ハブセンターのコーディネートによって求められる物資支援、金銭的支援、さらに可能であれば人的支援等について、協力ができる支援を検討し、本部またはハブセンターへ報告する。
- ・協力ができる支援には、各センター独自に行うもの、センターのある地域の市民やNPO等からの支援も含まれるものとする。



《行動チャート》

災害直後からその後概ね 1 ヶ月程度までの間に想定する取り組みは次のとおりである。今後これらをもとにマニュアづくりを進める。

発災直後および初動時

1 本部およびハブセンター

- ・全国女性会館協議会事務局は災害規模を確認し、相互支援システム起動の判断を行う。
- ・本部設置とシステム発動を宣言し、ハブセンターを指名する。
- ・被災地にある支援受け入れ先センターを定める。
- ・被災地情報を集約・整理し、各地の男女共同参画センターへ発信する。
- ・当面の活動を見通し、短期の計画を立てる。
- ・また、支援金ができるだけ早い段階で被災地にある支援受け入れ先センターに届けられるよう準備する。

2 被災地の男女共同参画センター

- ・男女共同参画センターおよびセンター職員も被災することが想定されるため、職員の安全が確保され、動けるようになってから支援活動を開始する。
- ・センターの被災状況、職員の安否情報等を連絡する。
- ・支援の物資や金銭など、相互支援システムを通じて行われる支援の受け入れに備え、準備を開始する。
- ・男女共同参画の視点から女性や子どもなど一層の困難を蒙りやすい被災者の状況とニーズの把握を、できるだけ早く開始する。

3 被災地外の男女共同参画センター

- ・本部またはハブセンターから発信される被災地の男女共同参画センターへ被災地の状況等の情報に応じ、協力が可能な支援の検討を開始する。
- ・各センターがもつネットワークを使い、相互支援システムを活用した支援を呼びかける。

発災後概ね1ヶ月後くらいまで

1 本部およびハブセンター

- ・心のケアや支援者支援など発災直後とは異なる支援も視野に入れ、相互支援システムが潤滑に進むように、コーディネートを継続する。
- ・災害復旧状況、支援と受援の状況を勘案しながら、相互支援システムの継続に関する今後の見通しを検討する。

2 被災地の男女共同参画センター

- ・変化する被災者のニーズを発信するとともに、新たに必要な支援を受け入れる。
- ・地域の連携団体につなぐ。

3 被災地外の男女共同参画センター

- ・被災地センター、本部から発信される情報に応じ支援の継続を行うと共に、システムのよりよい運用について共に考える。

《平時からの基盤整備》

大規模災害時に相互支援システムを遅滞なく起動させるために、平時から次のような基盤整備に取り組むものとする。

1 相互支援システムを定着させるための研修を実施する。

相互支援システム自体の定着までは、会員館が集まるさまざまな場でこのシステムに関する研修を実施し、併せて発災を仮定したシミュレーション等も行う。

2 情報プラットフォームをインターネット上に設置する。

インターネット上のグループウェアを活用し、男女共同参画センターがアクセスしやすい情報プラットフォームを設置し、試行する。災害発生時にこのプラットフォームを各地のセンターが十分に使いこなすことができるよう、研修のなかでトレーニングを行う。

3 男女共同参画センターの災害時における役割等について検証を重ねる。

相互支援システムが貢献できる可能性がより広がるよう、平時から、災害時に男女共同参画センターが果たしていく役割等について、行政機関や地域のNPO等とともに検証を重ね、地域の状況に即して活動を続ける。

4 相互支援システムの継続的な検証を行う。

相互支援システムは完成されたものではなく、より実効性を高めるため、システム自体の検証を継続して行う。

III 提言

1. 男女共同参画センターの役割の明確化と地域防災計画等への明記

東日本大震災に際して、被災地域にある男女共同参画センターのなかには、男女共同参画推進の拠点施設としての本来の役割とはかけ離れた業務を担ったところも見受けられた。大規模災害等いざというときに男女共同参画センターをどのように位置づけ、どのような役割を担わせるのか。男女共同参画センターが有する機能や専門性を災害時にも発揮できるように、その位置づけと役割をあらかじめ明確にしておく必要がある。併せて、地域防災計画等に災害時における男女共同参画センターの役割と位置づけを明記しておく必要がある。

2. 男女共同参画センターの相互支援を支える関係者の共通理解

全国にある男女共同参画センターは規模や成り立ち、さらには管理運営体制も一律ではない。災害時の支援のあり方も多様である。しかしながら、東日本大震災後の経験を踏まえて、男女共同参画センターは個々の違いを尊重しながらも、男女共同参画の視点での被災者支援という共通性をもって運営する災害時の相互支援システム構築に取り組んだ。大規模災害発生時に、この相互支援システムがより効果を上げるものになるには、個々の男女共同参画センターの関係者(地方公共団体等)の共通理解が必要である。また、現行の被災地女性相談窓口への相談員派遣事業等の適用拡充が求められる。

3. 平常時における男女共同参画センターの役割の明確化と機能の強化

男女共同参画センターは地域における男女共同参画推進の拠点施設として、日頃から情報提供、相談、講座や研修事業を実施し、DV被害支援や女性のエンパワーメントを取り組んできた。こうした蓄積があつてはじめて災害等緊急時に男女共同参画の視点での活動が可能になる。男女共同参画センターは生涯学習センターや一般的な市民利用施設として扱われることも少なくないなかで、平常時における男女共同参画センターが男女共同参画推進の拠点施設としての役割を果たし、設置目的にそった活動ができるよう、今一度役割の明確化と機能の強化を図る必要がある。

4. 災害対応に関する男女共同参画の専門性をもつ人材の育成

大規模災害時には、圧倒的な緊急対応ニーズが前面化し、男女共同参画の視点に立った対応の重要性はややもすれば忘れられがちになる。しかしながら、非常時には従来からの性別役割分担が強化されるといった傾向があることが明らかになった。こうした状況においては、男女共同参画の視点を持つと同時に災害対応の専門性を有している人材の確保が不可欠であるが、現状ではそうした人材が依然として不足している。男女共同参画についての専門性をもつ人材の育成、そのための研修が急がれる。

5. ジェンダー統計の整備

ジェンダー統計は、男女共同参画を推進していくうえで欠かせない基礎資料である。しかしながら、災害の被害や影響について男女別に把握しようとすると、各自治体や省庁が個別に公表している資料を探し当て、再構成しなくてはならないのが現状である。災害による被害や影響が男女によってどのような違いがあるのかを客観的に明らかにすることは、男女共同参画の視点をもった支援を行ううえで欠かせない。災害の被害や影響だけでなく、被災者対応、復興、防災にいたるあらゆる場面でジェンダー統計の整備が不可欠である。